

前橋市高校生学習室運営業務委託業者

選定審査要領

1 趣旨・目的

前橋市高校生学習室運営業務を実施するに当たり、公募型プロポーザルにより委託業者を選定するため、次のとおり、審査に関する諸事項を定める。

2 審査

審査は、前橋市高校生学習室運営業務委託業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、以下のとおり行う。一次審査及び二次審査の結果、合計点が最も高い者を最優秀提案者とし、契約の優先交渉者として決定する。

(1) 審査方式

審査は二段階方式とする。各審査における選定の仕方は以下のとおり。

【一次審査】提出された書類に基づき、参加資格等の審査を行う。



【二次審査】一次審査で選定された応募事業者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリングにより選定する。

(2) 審査の実施等

【一次審査】 令和8年11月2日（月）

- ① 選定数 参加資格等条件を満たす全ての事業者
- ② 審査者 事務局員（生涯学習課長、生涯学習課係長、生涯学習課職員）
- ③ 審査方法 書類審査
- ④ 審査内容 参加資格を満たすと認められる事業者を選定
- ⑤ 審査結果 11月9日（月）までに全提案者へ通知

【二次審査】 令和8年11月16日（月）

- ① 選定数 1事業者
- ② 審査者 審査委員5名
- ③ 審査方法 プレゼンテーション及びヒアリング
プレゼンテーション参加者は3名以内とし、1提案者のプレゼンテーション時間は15分以内、質疑応答を10分程度行う。
- ④ 審査内容 一次審査で選定された事業者から選定
審査方法はプロポーザル審査の評価基準に基づき選定

- ⑤ 審査結果 優先交渉者を選出後、令和８年１１月２５日（水）に全提案者へ通知。
※１１月３０日（月）に前橋市ホームページで公表。

（３） 評価方法

別紙「プロポーザル審査の評価基準」参照

（４） その他

- ①合計得点の最も高い者が２者以上の場合は、審査委員会で協議のうえ、優先交渉者を選定する。
- ②二次審査で採択された提案書について、審査委員会から採択にあたり意見や条件、助言等が付された場合には、事務局はこれを尊重し、事業者との契約締結協議において反映させるよう努めるものとする。